

議案第 34 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 3 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、国民健康保険料の基礎賦課総額の算定に係る規定の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 第 2 号ウ(ア)中「及び」の次に「ヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 1 号ハからヌまで及び<u>ヲ</u>(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。以下同じ。)</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第 11 条の 3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第 19 条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。)第 6 条第 6 項第 1 号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)第 6 条第 1 号ハからヌまで及び附則第 7 条第 2 号又は第 3 号に掲げる額の合計額を除く。以下同じ。)</p> <p>(イ)・(ウ) 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>以下省略</p>